

一般仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場の設備等について保守監視業務を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この保守監視業務は、設備等の機能維持を図るために、中央卸売市場各設備の保安監督、保守管理、運転監視及び整備、調整等を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行って設備の耐用を増し、効率的に管理するものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、保守監視業務にあたり関係する法令、条例、規則(以下「関係法令等」という。)を遵守し、合法的に行うものとする。

- 2 受託者は、電気主任技術者、消防設備士、電気工事士、フォークリフト運転技能資格者、その他資格等(資格、検定、認定等)を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとし、資格等の写しを提出すること。必要あるときは、上記以外の資格等の写しを提出させることがある。
- 3 「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、騒音規制法、電気事業法、電気工事士法、電波法、電気通信事業法、水道法、道路交通法、道路法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。
- 4 保守監視業務の従事者等を雇用し勤務させるときは、労働基準法の最低賃金法等の法令を遵守すること。

(基本事項)

第4条 この保守監視業務は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて、本市係員若しくは、受託者が本市に対し電気事業法に準じ責任者の設置を要求した場合には本市連絡責任者(以下あわせて「係員」という。)と綿密に打ち合わせをし、忠実に、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

- 2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。
- 3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、保守監視業務の性格上、当然必要なものは履行すること。
- 4 受託者は、業務完了後一年以内にこの保守監視業務に基づくものと判断される故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。
- 5 受託者は、事故のないように十分留意することとし、万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。
- 6 受託者は、保守監視業務を開始するに際し、市場利用者等が受託者名を外から見て容易に確認できるよう主となる場所に保守監視業務受託者名と受託者連絡先を掲示することとする。
- 7 一般仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 監視とは、機器の機能と性能がよい状態に維持する目的で監視し、機器をよりよい状態で維持するために巡回、記録、清掃、異常発生時の対応等を行う。

- 2 保守とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。
- 3 点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。
- 4 整備とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。
- 5 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(本市係員)

第6条 係員は、この一般仕様書に定めるもののほか、電気事業法に定める自主保安体制の範囲において、必要に応じ業務の履行に立会うことができる。尚、本市係員に電気主任技術者の資格を有する者を配置した場合には、受託者に対し指示等を行うことができる。

(業務従事者)

第7条 受託者は、契約書、一般仕様書、特記仕様書等によって業務を把握したうえで配置させる従事者を考慮し、専門的知識と高度な技術と判断力を持ち、突発的に発生した緊急事態に対応可能である有資格者をこの契約に基づく勤務に就かせなければならない。

(提出書類)

第8条 受託者は、契約後すみやかに、緊急時若しくは災害時において当中央卸売市場への到達時間が2時間以内の距離（和歌山市内若しくはその近郊）に居住し、高圧受変電設備の保安管理業務の経験と実績を有する電気主任技術者の有資格者の中から、電気の主任技術者を選任し、経歴書、資格等の写しを係員に提出のうえ承諾を受けること。

- 2 受託者は、毎日の保守監視業務終了後、中央卸売市場自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）で指定する管理日報を提出すること。
- 3 受託者は、半期毎に消防法等の規定による総合点検と機能点検及び保守整備を実施し、点検整備終了後、作業日報、点検報告書、写真票を提出する。また、点検整備内容により係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第9条 受託者は、保守監視業務にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

- 2 受託者は、保守監視業務にあたり、高圧受電箇所、極寒箇所、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、有害ガス発生が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。
- 3 保守監視業務において、中央卸売市場内の道路はみなし道路とし、一般車両の通行があるので交通事故が発生しないよう留意すること。
- 4 受託者は、火気を使用する場合は十分な防火措置を講じ、許可された場所以外での火気の使用は禁止する。

(業務時間)

第10条 保守監視業務は、原則として毎日、常時24時間の保守監視とし、休憩時間は保守監視業務に支障が生じることがないよう留意すること。

2 点検整備作業の作業時間は市の規定に従うこととし、和歌山市中央卸売市場業務条例による開場時間とする。ただし、市又は市場の規定以外の時間に作業を行う必要があるときは、事前に係員に承認を得た場合には行うことができる。

(保守点検用器具等)

第11条 必要とする測定用計器、各種試験機器、懐中電灯、保護具、保守安全用品等、その他保守監視業務に必要とする工具類、及びビス類、ねじ類、ビニルテープ、シールテープ、水栓コマ、パッキン類、グリス、油脂類、ウエス、サンドペーパー、コーティング等、軽微な消耗品等は、原則として受託者が用意する。ただし、中央卸売市場に配備している、工具類及び消耗品は使用しても良いこととし、整理、整頓するとともにその取り扱いには注意すること。

- 2 この契約を履行にあたり必要な事務機及び事務用品は、受託者が用意すること。
- 3 本条第1項及び第2項に定める受託者が用意した保守点検用器具等、事務機及び事務用品（以下「受託者用意物品」という。）は受託者の所有物であることを明示すること。また、明示されていない受託者用意物品に対し、複数の者がその所有権を主張した場合、客観的証拠に基づき受託者の所有権を証明できる場合を除き、受託者は所有権を主張できないものとし、契約終了後も同様とする。

(改修交換用品等)

第12条 器具の交換、改修・修繕に必要とする取替用品等は、原則として本市が用意する。ただし、一部において仕様書に明記されている場合、又は受託者が当然準備すべきものは受託者が用意する。

(大規模改修・修繕)

第13条 受託者が大規模な改修・修繕となることが予想されるときには、あらかじめ係員に申し出て、別発注とするかを協議することができる。ただし、受託者への発注の要求、若しくは受託者が指定する者への発注を強要することを堅く禁じる。

(保守点検作業用電力及び保守点検作業用水)

第14条 保守監視業務の作業用電力及び作業用水、排水については、原則として施設にあるものを使用できるが、できるだけ共用部からの使用とし、店舗等において使用する必要があるときには店舗利用者から承諾を受けること。

(工程等の打合せ)

第15条 受託者は、係員と点検整備工程等については、事前に打合せし、時間工程がわかる詳細な工程表を提出すること。

(作業立会い)

第16条 受託者は、原則として店舗等の各施設内に立入っての作業等を必要とするときは、係員又は当施設従事者、施設使用者、警備員等の立会いのもと作業を行うこと。

- 2 受託者は、自家用電気工作物の負荷設備となる部分の点検、修繕、改修を行うときには、保安規程を遵守し、当施設の電気主任技術者の監督及び指導のもと実施すること。

特記仕様書

第1章 保守監視

(目的)

第1条 この仕様書は、電気事業法第42条により定められた保安規程、電気工事士法、消防法、各法冷等により、中央卸売市場の管理する敷地内にある電気工作物を含んだ建築設備（給排水設備、建築付帯設備）等の保守監視業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(履行場所の所在地及び名称)

第2条 履行場所及び履行期間は次のとおりとする。

(所在地) 和歌山市西浜1660番地401 (施設名称) 和歌山市中央卸売市場

(管理場所) 市場敷地内 (敷地面積) 122, 735m²

(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(業務の内容)

第3条 業務の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 電気事業法による自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務
- (2) 保安規程による自家用電気工作物の保守監視業務
- (3) 電気工事法による自家用電気工作物の保守整備業務
- (4) 消防法による消防用設備等の点検整備業務
- (5) 消防法による防火対象物定期点検業務
- (6) 市場内各店舗等の電気水道各計量器の月末検針業務
- (7) 市場設備等の故障復旧業務
- (8) 市場設備等の消耗品取替え及び建築設備を含む建物付帯造作物の軽微な修理業務

(業務の履行)

第4条 受託者は、中央卸売市場設備等保守監視業務（以下「保守業務」という。）の履行について、常に中央卸売市場の運営が正常に行なえるよう誠実に建築付帯設備等を保守及び監視し、市場従事者、市場利用者、来場者、本市職員、その他の者からの問い合わせ等について、誠意を持って対応することとし、不快感を与えないよう努めなければならない。

第5条 市場内は常時稼動中の施設であり、市場の業務に支障を来たさないようにすること。

万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。

(従事者の届出)

第6条 受託者は、保守業務に着手する前に従事者の氏名、年齢、業務分担、資格等記載の名簿と資格の写しを提出し、係員の承諾を受けなければならない。また従事者の変更が生じるときにも同様に事前に届け出ること。

第7条 係員が承諾した業務従事者であっても、仕様書のとおり保守業務を実施できない者があるときには、従事者の変更を受託者に対し指示することができる。

(受託者)

第8条 受託者は、現場においての最高責任者として電気主任技術者を必ず常駐させ、保守業務が円滑に行えるよう電気主任技術者及び経営幹部と共同で和歌山市中央卸売市場において、建築付帯設備等において適正な保守業務を監督させなければならない。

(施設の概要)

第9条 保安監督するべき自家用電気工作物の結線図及び保守業務するべき配置図は、添付のとおりとする。ただし、施設改修により現状に相違が生じる場合には現状を優先する。

(電気主任技術者)

第10条 電気主任技術者は、電気事業法及び保安規程に則り、忠実に、且つ完全に完成図書による低圧電気設備も当然に含み、中央卸売市場全般の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を責任持ってしなければならない。

第11条 電気主任技術者は、正義感が強く、健康であり且つ体力に自信があり、そして知識と統制力がある者としなければならない。

第12条 電気主任技術者は、保守業務が円滑に行うようするため、契約業務のすべてを把握し、現場においての最高責任者として自覚を持って、保守業務に従事するすべての従事者の指揮、監督を行うこと。

第13条 電気主任技術者は、契約書、一般仕様書、特記仕様書、その他の関係書類により、目的と内容を十分理解し、完成図書、取扱説明書等から施設の機能を完全に掌握し、効果的、経済的に当中央卸売市場を管理すること。

第14条 電気主任技術者は、電気事業者及び関西電力送配電株式会社、その他の関係機関との連絡及び調整等、打ち合わせのすべてにおいて責任を持って行うこと。

第15条 電気主任技術者は、エネルギー資源の無駄な使用とならないように効率的な運用に心がけること。

第16条 電気主任技術者は、市場施設の状況を何時でも的確に把握し、緊急時において、従事者が直ちに連絡と緊急対処ができるよう訓練するとともに、年に1回以上、通報訓練、避難訓練、消火訓練を実施しなければならない。

2 あらゆる非常事態及び災害を想定し、あらかじめ操作手順、対処方法を作成するとともに、すべての保守業務の従事者にその手段を周知徹底させ、緊急的な状態となったときに対応可能な状態にしておかなければならない。

3 常に所在を明らかにすることとし、係員若しくは市場関係者が緊急時において連絡を取ることができるようにしておかなければならない。

第17条 中央卸売市場の備え付けの図面、取扱説明書、台帳及び書籍等を大切に整理し、必要とする管理書類は責任を持って作成することとし、保守業務上において必要となる書類の作成を係員が求めるときは、その求めに応じて提出すること。

第18条 和歌山市は、特記仕様書第2条に定める履行場所にある自家用電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保守を確保するにあたり、当施設の電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

第19条 和歌山市及び受託者は、当施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、当施設の電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うよう監督及び指導しなければならない。

(電気主任技術者の勤務日)

第20条 電気主任技術者の勤務日は、開市日の8時から17時の1日8時間の勤務とし、休憩時間は、1時間とする。ただし土曜日、休日に限っては12時30分までの勤務とすることができるが、休憩時間はないものとする。

2 たとえ勤務を要しないときであっても、突発的な故障等が発生した時、若しくは緊急事態に陥った場合には、当然、電気事業法及び保安規程により自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行わなければならない。

3 緊急時又は災害時を除き法令に則り、別契約により自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行わなければならないとき、若しくは別契約者から指揮、監督を行うよう依頼されたときには、電気事業法及び保安規程により監督するものとするが、それに係る費用の請求を依頼者へ請求することを妨げない。

第21条 日常巡視点検、定期巡視点検、細密点検等において、係員に提出すべき報告書及び点検記録等は、必ず電気主任技術者が責任を持って検査してから係員に提出すること。

(周知義務)

第22条 電気主任技術者は、保守業務において、保守、点検、整備、修理、復旧、その他市場利用者に不便を伴う作業を行う必要が生じる場合には、事前に係員に連絡するとともに、関係する市場利用者に日程、時間、内容等を書面で周知するとともに場内放送での周知を警備員に依頼しなければならない。

(自己啓発)

第23条 電気主任技術者は、自らの保守業務の知識と技術向上のため、日頃から自己啓発と研究に努めなければならない。

(業務従事者)

第24条 受託者は、電気主任技術者以外に業務従事者を常時24時間、1名配置させなければならないこととし、別発注となる高圧受変電設備点検時には、2名以上配置すること。

第25条 業務従事者は、第1種電気工事士の免状を有するもの、若しくは電気保安業務の経験が10年以上で甲が認めるものとする。

第26条 受託者は保守業務に適した服装、靴、保護具等を業務の従事者に貸与したものを見用させ、市場利用者から見て、清潔に保たせること。

第27条 業務従事者が不審者と誤認されることがないようにするため、市場利用者から容易に識別できる名札、若しくは腕章等で明示することとし、電気主任技術者は、その職責も合わせて明記すること。

第28条 保守業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

第29条 保守業務中に市場利用者から施設の設備等の事で質問を受けた場合は、秘密にしなければならない事項を除いて、わかりやすく、親切、丁寧且つ正確に返答しなければならない。

第30条 保守業務に従事する者は、市場利用者から金品や物品の供与を受けるなどし、特定の者に不当な利益を与えることがないようにすること。

第31条 保守業務に従事する者は、健康増進法第29条により定める場所での喫煙をしてはならない。

(研修の実施)

第32条 受託者は、保守業務に従事する者に対し、保守業務に関する知識及び能力、技術の向上に努めるよう研修しなければならない。

(保守及び運転管理)

第33条 保守業務従事者は、電気主任技術者の保安監督のもと、保守業務を実施しなければならない。

第34条 市場施設の自家用電気工作物の事故等を防止及び各電気設備が異常な状態に陥るのを未然に予防し、電気設備の耐用を増すために保守管理と監視業務を実施し、市場内の建築設備においての保守監視の巡回は、1日3回以上行うこと。

2 各電気室においては、整理、整頓に努め、定期的に清掃を行い、常にきれいな状態を保たなければならないものとする。

第35条 保守業務は、市場内の電灯分電盤、動力分岐盤、制御盤、現場操作盤、電灯、スイッチ、差込、換気扇、排気ファン(Vベルトを含む)、ポンプ設備、電動機器、時計設備、監視設備、サイレン周知設備、放送設備、空調機本体を除くダクト類(フィルターを含む)、各市場利用者が管理すべき設備を除いた共用部の負荷設備すべてにおいて行うこととする。

第36条 中央監視室に設置している監視盤、警報盤及び自動火災報知受信機を監視し、異常が発生したときには、初期対応として原因調査をし、復旧可能なときには直ちに復旧させること。

2 保守業務の従事者は、共用部において照明等の不良箇所を発見した時、又は連絡を受けた場合には速やかに交換することとし、これに係る電球若しくは器具は係員が支給するものとする。

3 受電棟電気室にある中央監視装置に異常がないか定期的に(1日当たり3回以上)確認すること。

第37条 設備等の運転管理は、保守管理すべき負荷設備のすべてとし、外灯及び空調機の運転は係員の指示に従い、経済的な運転操作及び運転管理をすることとする。

第38条 上水貯水槽の電極棒とフート弁等の給水装置及び高架水槽への自動給水の動作の試験を実施するとともに、揚水ポンプにおいてはグランドパッキン、逆止弁、手動バルブの保守点検を実施しなければならない。

2 中央卸売市場内において、貯水槽の満水若しくは減水等の故障、市場施設共用部の出水不良若しくは止水不良等の通常状態でない緊急事態に陥ったときにおいて、直ちに責任を持って通常の状態となるように復旧させること。

第39条 汚水排水中継槽は第2章設備概要第4条に定めるものの内、引抜に該当するものは本市係員と協議の上時期を決定し、年2回槽内の汚泥等を清掃及び引抜き、法令及び規則に従い、適正に運搬及び処分すること。

2 中央卸売市場内全ての汚水排水中継槽において、マンホール開口部から定期的に目視点検をし、目視点検時やそれ以外の場合に異常が判明した場合は、第4項に定める場合を除き、原因の特定を行い、槽内の設備の修繕が必要ない場合は、直ちに異常を解消すること。

3 前項に定める原因の特定の結果、槽内の設備の修繕が必要な場合はその旨を、修繕の必要がない場合は異常を解消したことを直ちに本市係員に報告すること。

4 中央卸売市場内全ての汚水排水中継槽及び場内各店舗からの排水会所下流の污水管において、詰り、溢れ等の緊急を要する異常が発生した場合はすぐさま本市係員に指示を仰ぎ、指示に従い対応するものとするが、本市係員と連絡が付かない場合は指示を待つことなく、受託者の判断で異常を解消するものとする。

5 市場施設共用部の便器の詰まり、各施設の雨樋から雨水マンホールまでにおいて、詰まりが発生したときには通水させること。

6 本条第1項、第2項及び第5項に係る費用は本契約の委託金に含めるものとし、本条第4項に係る費用は本条第4項の異常が受託者の責に帰する場合を除き本市が支払うものとするが、支払い方法については本市及び受託者が協議の上決定するものとする。

(記録)

第40条 別紙の保安規程により、保守監視従事者は毎日、業務日誌、電力需給日誌(毎時24時間)、受電日誌(毎時24時間)を作成すること。

(業務の引継ぎ)

第41条 本契約は、24時間常時継続する保守監視を行う業務であるため、受託者は、保守業務の従事者に対し、毎日の保守業務終了時での従事業務交代の時には、必ず引継ぎ者に業務内容を申送りさせ、責任ある保守業務を指導しなければならない。

(計量器の検針)

第42条 毎月、月末に係員が指示する開市日に電気及び水道の計量器の検針を行い、その記録を速やかに提出することとする。尚、電子機械への入力、計算、課金、請求、集金等は除くものとする。

(建物付帯造作物の管理)

第43条 建物付帯の造作物について市場利用者より、丁番のはずれ、グレーチングの破損、土間等の陥没等連絡を受けたときは、軽微なものについてはできる範囲で復旧することとする。

尚、これに係るグレーチング、簡易アスファルト、コンクリート、塗料等の諸資材は係員が支給するものとする。

(消防設備等の保守点検)

第44条 受託者は消防法により、消防用設備の機能を十分達成できるよう総合点検(1回/年)と作動、外観、機能点検(2回/年)を実施し、不良箇所を整備するものとする。なお、市職員から早朝点検の指示がある場合は水産及び青果仲卸事業者の店舗及び事務所は早朝6時までに行うこと。また、非常用自家発電機については、市場の停電の日程に合わせて実負荷実験による点検を年1回実施すること。

第45条 前条に定める点検の際、場内関係者の部屋への立ち入りについて、場内関係者との調整が必要な場合は受託者が調整を行うこと。

第46条 消防点検終了毎に消防署等の所定の様式による報告書及び届出書を作成し保存並びに提出を行うこと。

第47条 不具合箇所を発見したとき、若しくは誤作動が再発するときは係員の指示により、点検、改修を行なうこととし、これに係る交換器具は係員が支給するものとする。ただし、大規模な修繕が必要となるときには不良箇所の調査及び修繕見積りを行なうこととする。

(防火対象物定期点検)

第48条 消防法その他関係法令に基づいて点検を実施し、点検終了後は完了報告書及び消防署等の所定の様式による点検報告書を作成し、保存並びに関係機関への提出を行うこと。

(特殊作業車)

第49条 和歌山市中央卸売市場においては高所の箇所が多く、保守業務を行う際には高所作業車の持ち込み、又は市場が所有している作業用フォークリフトを使用する必要があるため、市場所有のフォークリフトを使用するときには有資格者に操作させることとし、使用前には必ず点検を行うこと。尚、これに係る燃料は本市の負担とする。

(施設の利用)

第50条 受託者は、保守監視業務の履行にあたり、次の施設等を契約期間中は無償で使用することができる。

- (1) 中央監視室、受電棟電気室、便所、キッチン、事務机、ロッカー、照明、空調機
- (2) 前号の使用に係る電気及び水道使用料

2 保守監視業務の履行にあたり、24時間連絡可能な手段（携帯電話等）は受託者が用意し、連絡先を報告すること。

3 施設の利用については細心の注意をもって使用し、清掃等により常に清潔に保たなければならない。

4 施設等を使用することによって係る消耗品等は、受託者の負担とする。

5 保守業務に必要なない物品等を持ち込まないこと。

6 施設等を変更させるときには、係員の承諾を受けることとし、契約終了時には係員の指示により撤去し原状回復すること。

7 施設等を損傷させたときは、元の状態に修復すること。

第51条 災害情報収集若しくは休憩時間中を除いた保守業務中には、テレビ、ラジオ等の視聴、ゲーム器具等遊具の操作をしてはならない。

(緊急対応)

第52条 保守業務従事者は、電気主任技術者の指示のもと、中央卸売市場の運営が円滑に行えるよう施設の保守業務を忠実に行い、緊急時には誠意を持って早急に対応すること。

第53条 点検の結果に基づいて、必要がある時には臨時に調査等を行い、各機器を正常に管理し、事故及び故障等を未然に防ぐものとする。

第54条 保守業務は24時間とし、監視盤等での故障感知、若しくは受託者へ直接市場利用者からの異常通報を受けた際は、直ちに調査し、責任をもって復旧させなければならない。

2 市場が稼動している夜間、早朝の場合は、市場業務の支障を最小限にするよう、直ちに復旧若しくはできる限りにおいて仮復旧させること。

3 各店舗内の受電盤の計量器二次側及び上水給水の計量器二次側の維持管理と修理は施設使用者の負担であるが、市場稼働中は上記2項のとおりとし責任を持って対応すること。

第55条 電気主任技術者は、突然、中央卸売市場の施設設備が異常な状態に陥ったとしても復旧できるように、常に設備の状態を把握し、様々な故障等を想定し、緊急時に対処できるよう訓練しておかなければならない。

第56条 大雨、台風、津波等あらかじめ災害が予測できるときには、最善の注意を払い、前もって状況に応じ適切な措置を講じて、被害を最小限にとどめるよう最大限に努めることとする。

第57条 自家用電気工作物において、事故又は故障が発生したときには、係員に連絡し、事故報告書又は故障報告書を提出すること。

第58条 受託者は、和歌山市中央卸売市場の主電源が停電した際に手動で予備電源に切換える（以下「切換え作業」という。）ための予備人員（以下「予備人員」という。）を、一般仕様書第8条の定めに基づき選任された電気主任技術者以外の電気主任技術者の有資格者から選任すること。

2 予備人員は、和歌山市中央卸売市場内に常駐する必要はないが、当中央卸売市場への到達時間が2時間以内の距離（和歌山市内若しくはその近郊）に居住していること。

3 予備人員は、切換え作業の必要があり、一般仕様書第8条の定めに基づき選任された電気主任技術者が和歌山市中央卸売市場に出動出来ない場合に出動し、出動時は一人で対応できるよう、事前に切換え作業方法を習熟すること。

4 受託者は、設備の更新等により切換え作業が自動化された場合は、予備人員を解任することができる。

(受託者責任)

第59条 受託者は、受託者の責任者又は経営幹部を必要に応じて、月1回以上不定期に抜き打ちで巡回させ、保守業務がこの契約書、仕様書、係員の現場説明に従い行われているかを査察させなければならない。

2 受託者は、前項の巡回査察の結果、保守業務に問題が生じていることを知ったときは、係員に報告し、協議し、速やかに改善しなければならない。

3 受託者は、市場従事者、市場利用者、来場者、本市職員からの問い合わせ等について、誠意を持って対応することとし、良識ある判断に基づいて、保守業務に問題があると判断されるときには、受託者において、早急に自ら解決しなければならない。

第2章 設 備 概 要

(保安監督概要)

第1条 中央卸売市場の保安監督すべき設備の概要は以下のとおりとする。

| 番号 | 種 別 | 種 類 | 場 所 | 内 容 |
|----|------|-------|------------------|--------------------------------------|
| 1 | 高压受電 | 中央監視室 | 高压 6.6 kV(1回線受電) | |
| 2 | 予備受電 | | 高压 6.6 kV(1回線受電) | |
| 3 | 変圧器 | 第1電気室 | 青果卸売場棟(電気室) | 3 φ 6,600/210V 1 φ 6,600/210:105V |
| 4 | | 第2電気室 | 水産卸売場棟(電気室) | 3 φ 6,600/210V 1 φ 6,600/210:105V |
| 5 | | 第3電気室 | 守衛室兼受電等(電気室) | 3 φ 6,600/210V 1 φ 6,600/210:105V |
| 6 | | 第1受電盤 | 冷蔵庫棟(屋上) | 3 φ 6,600/210V 1 φ 6,600/210:105V |
| 7 | | 第2受電盤 | 総合食品センター(屋上) | 3 φ 6,600/210V 1 φ 6,600/210:105V |

(保守管理面積等概要)

第2条 中央卸売市場の保守監視すべき施設は以下のとおりとする。

| 番号 | 保守監視対象物 | 構 造 | 大き さ | 面 積 |
|----|----------------|---------------|-------|-------------------------|
| 1 | 新冷蔵庫棟 | 鉄 骨 造 | 地上1階 | 1,493.97 m ² |
| 2 | 駐車場等照明灯 | 水銀灯・ナトリウム灯 | 5m高程度 | 56箇所 |
| 3 | 総合食品センター棟 | 鉄 骨 造 | 地上1階 | 2527.17 m ² |
| 4 | 守衛室兼受電棟 | 鉄 骨 造 | 地上2階 | 200.00 m ² |
| 5 | 浄化槽機械室 | 鉄筋コンクリート造 | 地上1階 | 43.04 m ² |
| 6 | 機械室(水産系排水処理施設) | 補強コンクリートブロック造 | 地上1階 | 32.10 m ² |
| 7 | ポンプ室(総合食品センター) | ステンレス複合板パネル造 | 地上1階 | 8.00 m ² |
| 8 | 水産卸売場棟 | 鉄 骨 造 | 地上2階 | 7984.00 m ² |
| 9 | 保冷倉庫棟 | 鉄 骨 造 | 地上1階 | 108.00 m ² |
| 10 | 加工場 | 鉄 骨 造 | 地上1階 | 28.00 m ² |
| 11 | ポンプ室(水産卸売棟) | ステンレス複合板パネル造 | 地上1階 | 12.50 m ² |

| | | | | |
|----|--------|-----|------|-------------------------|
| 12 | 青果卸売場棟 | 鉄骨造 | 地上2階 | 13588.76 m ² |
| 13 | 青果低温売場 | 鉄骨造 | 地上1階 | 1271.86 m ² |

(消防用設備点検整備概要)

第3条 中央卸売市場の消防用設備の点検整備すべき主な設置機器はおよそ以下のとおりとする。

| 名 称 | 品 名 ・ 仕 様 | | | 数 量 | | |
|-------------------------|---------------|---------|-----------------------|------|--|--|
| 自動火災報知設備 | 受 信 機 | R 型 | 総合食品センター棟 ／守衛室兼受電棟 | 2面 | | |
| | | P型1級20L | 冷蔵庫棟 | 1面 | | |
| | 副受信機 | R 型 | 水産卸売場棟/青果 卸売場棟 | 2面 | | |
| | 発 信 器 | | | 53個 | | |
| | ベ ル | | | 4個 | | |
| | 表 示 灯 | | | 56個 | | |
| | 感 知 器 | 差 動 式 | スポット型 | 200個 | | |
| | | 定 温 式 | スポット型 | 100個 | | |
| | | 煙 光 電 式 | スポット型 | 450個 | | |
| | 電 源 | 常 用 電 源 | | 3箇所 | | |
| | | 予 備 電 源 | | 3箇所 | | |
| 屋外消火栓設備 ・ 屋内消火栓設備 | ポ ン プ 設 備 | | | 4台 | | |
| | 同 上 用 制 御 盤 | | | 4台 | | |
| | 消 火 水 槽 | | | 4基 | | |
| | 呼 水 槽 | | | 4基 | | |
| | 消 火 栓 | | | 56基 | | |
| | 起 動 用 ス イ ッ チ | | | 40個 | | |

| | | | |
|---------------|----------------------|---------|---------|
| | 電 源 | 常 用 電 源 | 6 式 |
| | 放 水 試 驗 | | 6 箇所 |
| | 消 水 案 壓 力 測 定 | | 5 6 箇所 |
| | 消 水 用 充 水 タンク | | 3 基 |
| 動 力 消 防 ポ ン プ | 動 力 消 防 ポ ン プ | | 4 箇所 |
| | 消 水 水 槽 | | 4 基 |
| | 放 水 試 驗 | | 4 箇所 |
| | 消 水 案 壓 力 測 定 | | 3 箇所 |
| 消 水 器 | A B C 粉 末 小 型 | | 1 5 9 本 |
| 非常用自家発電機 | 非常用自家発電機 | | 2 箇所 |
| 誘導標識 | 高 輝 度 蓄 光 式 | | 2 0 枚 |
| 非常用放送設備 | 2 4 0 W × 4 組 1 0 回線 | | 1 台 |
| 非常用放送設備 | 2 4 0 W × 1 組 2 0 回線 | | 1 台 |

(汚水排水中継槽)

第4条 中央卸売市場の汚水排水中継槽は以下のとおりとする。

| 名称 | 槽寸法 | ポンプ型式 (全て2基稼働) | 系統 | 引抜 |
|-------|-----------------------------|-------------------|-------|----|
| PD-1 | φ 1 2 0 0 mm × H 3 2 0 0 mm | 川本ZU3-506-0.4T | 一般廃棄物 | ○ |
| PD-2 | φ 1 2 0 0 mm × H 2 5 1 0 mm | 川本VU4-506-0.75 | 一般廃棄物 | ○ |
| PD-3 | φ 1 2 0 0 mm × H 3 0 0 0 mm | 川本VU4-656-1.5 | 一般廃棄物 | ○ |
| PD-4 | φ 1 2 0 0 mm × H 3 0 1 0 mm | 川本VU4-656-1.5 | 一般廃棄物 | ○ |
| PD-5 | φ 1 2 0 0 mm × H 3 0 1 0 mm | 川本VU4-806-1.5 | 一般廃棄物 | ○ |
| PD-6 | φ 1 2 0 0 mm × H 3 3 0 0 mm | 川本BU4-806-1.5 | 一般廃棄物 | ○ |
| PD-21 | W2500mm × D1500mm × H3180mm | テラル50B0-6.75-C | 一般廃棄物 | ○ |

| | | | | |
|-------------|---------------------------|-----------------|-------|---|
| P D - 2 2 | W2000mm×D2000mm×H3280mm | テラル65B0-6.15-C | 一般廃棄物 | ○ |
| P D - 2 3 | φ 1 2 0 0 mm×H 3 2 9 7 mm | 川本ZUJ-506-0.4T | 一般廃棄物 | |
| P D - 2 4 | W2500mm×D1500mm×H3450mm | テラル50B0-6.75-C | 有機性汚泥 | ○ |
| P D - 2 5 | W2000mm×D2000mm×H3230mm | テラル65B0-6.15-C | 有機性汚泥 | |
| P D - 6 0 1 | W3300mm×D2300mm×H3770mm | エレポンKV3-104 | 一般廃棄物 | ○ |
| P D - K 1 | φ 9 0 0 mm×H 1 6 0 0 mm | 川本WUP4-506-0.4S | 一般廃棄物 | |

第3章 そ の 他

(良識判断)

第1条 本仕様書に明記されていない事項、若しくは係員から指示されない事項であっても、中央卸売市場設備等保守監視の業務上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(移行)

第2条 両者合意のもと締結した本契約を開始するとき、若しくは終了するときにおいて、保守業務の受託者の移行については十分な期間を設け、十分な人員で、保守業務内容のすべてを詳細にわたって、完璧に引継ぎを行なうこととする。

第3条 本契約の終了時において、持込み又は移行した事務機、電化製品、備品等は、撤去又は次の受託者に移行することとし、引き受けを希望しないときは必ず責任を持って撤去すること。

(疑義)

第4条 特記仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(開市日、休市日)

第5条 中央卸売市場の開市日と休市日については、つぎのとおりホームページから確認すること。

和歌山市公式ホームページわかやま CITY 情報 (<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)
トップページ > 暮らし > 産業・雇用・労働 > 産業 > 和歌山市中央卸売市場
> 和歌山市中央卸売市場の基本情報>(休開場日カレンダー)令和8年

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

和　歌　山　市

中　央　卸　売　市　場

自家用電氣工作物

保　安　規　程

和歌山市中央卸売市場自家用電気工作物保安規程

目 次

第1章 総 则

| | | |
|------|--------|-----|
| 第 1条 | 目 的 | (4) |
| 第 2条 | 効 力 | (4) |
| 第 3条 | 細則の制定等 | (4) |
| 第 4条 | 規程等の改正 | (4) |

第2章 保安業務の運営管理体制

| | | |
|------|---------------|-----|
| 第 5条 | 保安業務の組織 | (4) |
| 第 6条 | 保安管理業務の契約 | (4) |
| 第 7条 | 設置者及び総括管理者の義務 | (5) |
| 第 8条 | 電気主任技術者の義務 | (5) |
| 第 9条 | 電気主任技術者の職務 | (5) |
| 第10条 | 連絡責任者 | (5) |
| 第11条 | 従事者の義務 | (6) |
| 第12条 | 電気主任技術者不在時の措置 | (6) |

第3章 保 安 教 育

| | | |
|------|----------|-----|
| 第13条 | 保安教育 | (6) |
| 第14条 | 保安に関する訓練 | (6) |

第4章 工事の計画及び実施

| | | |
|------|-------|-----|
| 第15条 | 工事計画 | (7) |
| 第16条 | 工事の実施 | (7) |

第5章 保 守

| | | |
|------|----------|-----|
| 第17条 | 巡視・点検・測定 | (7) |
| 第18条 | 使用前自己確認 | (8) |
| 第19条 | 事故の再発防止 | (8) |

第6章 運転又は操作

第20条 運転又は操作等 (8)

第7章 災害対策

第21条 防災体制 (8)

第8章 記録

第22条 記録等 (9)

第9章 責任の分界

第23条 責任の分界点 (9)

第24条 需要設備の構内 (9)

第10章 整備その他

第25条 危険の表示 (9)

第26条 測定器具類の整備 (9)

第27条 図面・書類の整備 (10)

第28条 手続き書類等の整備 (10)

※付則 (10)

※添付書類

- ・ 別図第1 保安業務組織図 (11)
- ・ 別表第1 巡視点検測定及び手入基準 (12)
- ・ 別表第2-1 日常巡視点検記録 (16)
- ・ 別表第2-2 月次受配電設備点検記録 (17)
- ・ 別表第2-3 電力需給日誌 (18)
- ・ 別表第2-4 受電日誌 (19)
- ・ 別表第2-5 業務日誌 (20)
- ・ 別表第2-6 補修工事記録 (21)

| | | | |
|-----------|------------|-------|------|
| ・ 別表第 2-7 | 設備台帳（補修記録） | | (22) |
| ・ 別表第 2-8 | 電気事故記録 | | (23) |
| ・ 別表第 2-9 | | | |
| (1) ~ (5) | 測定試験記録 | | (24) |
| ・ 別表第 3 | 法定事業者検査記録 | | (29) |

※ 添 付 図 面

- ・ 需要設備の構内配置図（別図第2）
- ・ 需要設備の単線結線図

保 安 規 程

第1章 総 則

【目的】

第 1条 この規程は和歌山市（以下「設置者」という。）の和歌山市中央卸売市場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

【効 力】

第 2条 当事業場の設置者及び従業者、当事業場の利用者並びに設置者が設備等保守監視業務を委託した業者（以下「管理会社」という。）から派遣された従事者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定等】

第 3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第 4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

【保安業務の組織】

第 5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 中央卸売市場長（以下、「総括管理者」という）は保安業務を総括管理する。
- 二 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別図第1の保安業務組織図のとおりとする。

【保安管理業務の契約】

第 6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務の実

施は、設置者と管理会社との間の設備等保守監視業務契約によるものとする。

2 前項の契約には、次の各号について定めておくものとする。

- 一 管理する対象物件に関すること。
- 二 設備の総合管理契約に関すること。
- 三 契約の有効期限に関すること。
- 四 電気主任技術者の派遣に関すること。
- 五 電気主任技術者の選任に関すること。
- 六 電気主任技術者の職務に関すること。
- 七 電気主任技術者の執務に関すること。
- 八 電気工作物の保安のための巡視点検及び検査に関すること。
- 九 設置者と管理会社との連絡、報告及び調整に関すること。
- 十 その他電気工作物の保安に関し必要なこと。

【設置者及び総括管理者の義務】

第 7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めるものとする。

- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に關係がある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

【電気主任技術者の義務】

第 8条 電気主任技術者は、総括管理者を補佐し、法令及びこの規定を遵守するとともに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実かつ的確に行わなければならない。

【電気主任技術者の職務】

第 9条 電気主任技術者の電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督の職務は次の各号について行うものとする。

- 一 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- 二 電気工作物の工事に関すること。
- 三 電気工作物の保安に関すること。
- 四 電気工作物の運転操作に関すること。
- 五 電気工作物の災害対策にかんすること。
- 六 保安業務の記録に関すること。
- 七 保安用器材及び書類の整理に関すること。

【連絡責任者】

第 10条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を

電気主任技術者に連絡する責任者を当事業場にあらかじめ指名しておくものとする。

【従事者の義務】

第11条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【電気主任技術者不在時の措置】

第12条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）を、管理会社と協議の上あらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

第3章 保 安 教 育

【保安教育】

第13条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めて計画的に行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安教育について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- 二 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
- 三 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- 四 その他電気工作物の保安に関する必要な事項

【保安に関する訓練】

第14条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安に関する訓練について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安に関する訓練を行うにあたっては、あらかじめ管理会社と協議するものとする。

第4章 工事の計画及び実施

【工事計画】

- 第15条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止をいう）の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めるものとする。
- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、総括管理者に対して電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

【工事の実施】

- 第16条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。
- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無いことを確認した上で引き取るものとする。
- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。
- 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。
 - 二 作業時間、停電時間、及び危険区域の表示。
 - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。
 - 四 作業責任者の氏名とその責任。
 - 五 作業終了時の点検及び測定。
 - 六 その他必要な事項。

第5章 保 守

【巡視・点検・測定】

- 第17条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。
- 2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の営業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、総括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。
- 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明

したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【使用前自己確認】

第18条 法令に基づく使用前自己確認については、電気主任技術者の監督のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

【事故の再発防止】

第19条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作等】

第20条 電気工作物の運転または操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

- 2 前項の細則は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
 - 二 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
 - 三 関西電力(株)（以下「電気事業者」という。）の和歌山給電制御所又は所轄営業所との連絡事項。
 - 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。
 - 五 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「給電申合書」によるものとする。

第7章 災害対策

【防災体制】

第21条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。

- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当

該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記 錄

【記録等】

第22条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、下記に定めるところにより記録し、これを設置者の指定する期間保存するものとする。

- 一 日常巡視点検記録
- 二 月次受配電設備点検記録
- 三 電力需給日誌
- 四 受電日誌
- 五 業務日誌
- 六 補修工事記録
- 七 設備台帳（補修記録）
- 八 電気事故記録
- 九 測定試験記録

2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、設置者の指定する期間保存するものとする。

3 第1項及び前項の記録は、別表第2に準じて行うものとする。

4 使用前自己確認の結果の記録は、別表第3に準じて行うものとし、使用前自己確認を行った後5年間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界点】

第23条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、給電申合書に基づくものとする。

【需要設備の構内】

第24条 当事業場の需要設備の構内は別図第2（需要設備の構内配置図）に示すとおりとする。

第10章 整備その他

【危険の表示】

第25条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

第26条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【図面・書類の整備】

第27条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、設置者の指定する期間保存しなければならない。

【手続き書類等の整備】

第28条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを設置者の指定する期間保存しなければならない。

附則

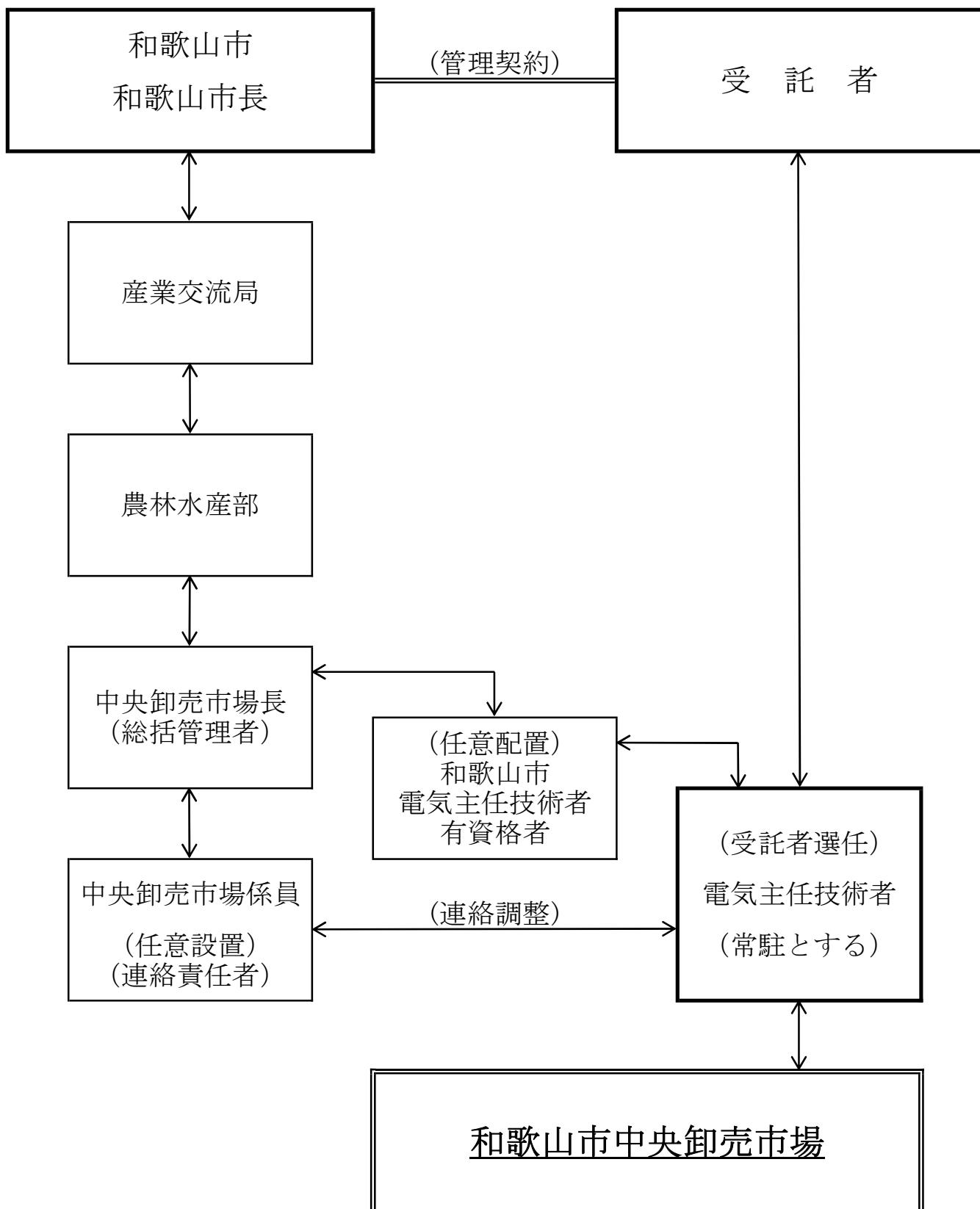
1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別図第1

保 安 業 務 組 織 図



別表第1

(その1)

巡視点検測定及び手入れ基準

| 項目 対象 | 日常巡視点検手入れ | | | 定期巡視点検手入れ | | | 精密点検手入れ | | | 測定 | | | |
|----------|-----------|----|-----------|---|----|-----------|-----------------------------------|----|-----------|---|----|------------|-------------|
| | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 測定項目 | |
| 特高受変電設備 | 電線及び支持物 | 1 | 1月 | 電線の高さ及び他の工作物, 樹木との離隔距離 | 1 | 1年 | 電柱, 脇木, 碓子, 支線, 支柱, 保護網等の損傷, 腐食 | 1 | 5年 | 必要により特定対象を定めて行う。(定期巡視点検に準じる) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 標識保護柵の状況 | 2 | 1年 | 電線取付状態, 弛度 | | | | | | |
| | ケーブル | 1 | 1月 | ケーブルヘッド, 接続箱の接続部の過熱, 損傷, 腐食, コンパウンド油漏れ | 1 | 1年 | ケーブル腐食, き裂, 損傷 | 1 | 5年 | 必要により特定対象を定めて行う。(定期巡視点検に準じる。) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 布設部の無断掘削 | | | | 2 | 5年 | 地盤沈下の影響 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | | 3 | 1月 | 標識, 他の物との離隔距離 | | | | | | | | | |
| | 断路器 | 1 | 1月 | 受けと刃の接触, 過熱, 変色, 緩み | 1 | 1年 | 停止して受けと刃の接触, 過熱, 緩み, 荒れ具合 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 汚損, 異物付着 | 2 | 1年 | 損傷, き裂 | | | | | | |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | 3 | 1年 | フレ止め装置の機能 | | | | | | |
| | | | | | 4 | 1年 | その他必要事項 | | | | | | |
| | 遮断器開閉器類 | 1 | 1月 | 外観点検, 汚損, 油漏れ, き裂, 過熱, 発錆, 損傷 | 1 | 1年 | 停止して外部の損傷, 腐食, 過熱, 油量, 発錆, 変形, 緩み | 1 | 2年 | 停止して内部について点検, 接触子の荒れ具合, 緩み, 焼損, 損傷 | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 指示, 点灯 | 2 | 1年 | 操作具合, 機構部 | 2 | 2年 | 操作機構及び附属装置の各部点検 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | 3 | 1年 | 附属装置の状態 | 3 | 2年 | 遮断速度測定(開極投入時間, 最少動作電圧, 電流測定を含む。) | 3 | 2年 | 絶縁油試験 |
| | | | | | 4 | 1年 | 油の汚れ, 必要によりその特性調査 | | | | | | 必要により動作特性試験 |
| | | | | | 5 | 1年 | 接地線接続部 | | | | | | |
| | | | | | 6 | 1年 | その他必要事項 | 4 | 2年 | その他必要事項 | | | |
| 母線 | 母線 | 1 | 1月 | 必要により特定部位のものについて行う(点検箇所, ねらいは定期巡視点検より抜粋する。) | 1 | 1年 | 母線の高さ, たるみ, 他物との離隔距離, 腐食, 損傷, 過熱 | 1 | 2年 | 必要により特定対象を定めて行う。(点検箇所, ねらいは定期巡視点検より抜粋する。) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | | | | 2 | 1年 | 接続部, ケランプ類の腐食, 損傷, 過熱, 緩み | | | | | | |
| | | | | | 3 | 1年 | 碍子類, 支持物の腐食, 損傷, 変形, 緩み | | | | | | |
| | | | | | 4 | 1年 | その他必要事項 | | | | | | |
| | 避雷器 | 1 | 1月 | 外部の損傷, き裂, 緩み, 汚損 | 1 | 1年 | 外部の損傷, き裂, 緩み, 汚損, コンパウンドの異常 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | その他必要事項 | 2 | 1年 | 接地線接続部 | | | | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | | | | | 3 | 1年 | その他必要事項 | | | | | | |
| | 配電盤 | 1 | 1月 | 計器の異常, 表示灯の異常 | 1 | 1年 | 裏面配線の塵埃, 汚損, 損傷, 過熱, 緩み, 断線 | 1 | 2年 | 停止して各部の点検(損傷, 過熱, 緩み, 断線, 接触, 脱落) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 操作開閉器, 切換開閉器などの異常 | 2 | 1年 | 接地線接続部 | 2 | 2年 | 端子, 配線符号 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | | | 3 | 2年 | その他必要事項 | 3 | 1年 | 保護継電器の動作特性 | |

巡視点検測定及び手入れ基準

| 項目 対象 | 日常巡視点検手入れ | | | 定期巡視点検手入れ | | | 精密点検手入れ | | | 測定 | | | |
|------------------|-----------|----|---------------|--|----|-----------|---|----|-----------|---------------------------------------|----|------|-------------|
| | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 測定項目 | |
| 特高受変電設備 | 計器用変成器 | 1 | 1月 | 外部の損傷, 腐食, 発錆, 変形, 汚損, 油漏れ, 油量, 温度, 音響, ヒューズの異常 | 1 | 1年 | 停止して各部の損傷, 腐食, 接触, 発錆, 緩み, 変形, き裂, 汚損, 油漏れ, ヒューズの異常 | 1 | 5年 | 油入式について停止して内部の点検 必要により油の汚れ及び特性調査 | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | その他必要事項 | 2 | 1年 | 接地線接続部 | 2 | 2年 | その他必要事項 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | 受電用変圧器 | 1 | 1月 | 本体の外部点検, 油漏れ, 損傷, 汚損, 変形, 緩み, 発錆, 腐食, 振動, 音響, 油量, 温度 | 1 | 1年 | 停止して各部の損傷, 腐食, 発錆, 緩み, 変形, き裂, 汚損, 油量 | 1 | 5年 | 停止して内部について点検(コイル接続部, リード線, 鉄心, その他各部) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 附属装置の点検 動作状態, 取付状態 | 2 | 1年 | 附属装置各部の点検(機能及び状態) | 2 | 5年 | 附属装置及び機器の内部点検 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | 3 | 1年 | 油の汚れ, 必要により特性調査 | 3 | 5年 | その他必要事項 | 3 | 2年 | 必要により絶縁油試験 |
| | 電力用コンデンサ | 1 | 1月 | 本体の外部点検 油漏れ, 汚損, 振動, 音響 | 1 | 1年 | 外部の損傷, 腐食 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| 高圧配電設備(屋外電線路を含む) | 電線及び支持物 | 1 | 1月 | 電線の高さ及び他の工作物, 樹木との離隔距離 | 1 | 1年 | 電柱, 脇木, 碓子, 支線, 支柱, 保護網等の損傷, 腐食 | 1 | 5年 | 必要により特定対象を定めて行う。(定期巡視点検に準じる) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 標識保護さくの状況 | 2 | 1年 | 電線取付状態, 弛度 | | | | 2 | 1年 | |
| | | 3 | 1年 | その他必要事項 | 3 | 1年 | その他必要事項 | | | | 3 | 1年 | |
| | ケーブル | 1 | 1月 | ケーブルヘッド, 接続箱の接続部の過熱, 損傷, 腐食, コンパウンド油漏れ | 1 | 1年 | ケーブル腐食, き裂, 損傷 | 1 | 5年 | 必要により特定対象を定めて行う。(定期巡視点検に準じる。) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 布設部の無断掘削 | 2 | 1年 | その他必要事項 | 2 | 5年 | 地盤沈下の影響 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | 3 | 1月 | 標識, 他の物との離隔距離 | | | | | | | | | | |
| | 断路器 | 1 | 1月 | 受けと刃の接触, 過熱, 変色, 緩み | 1 | 1年 | 停止して受けと刃の接触, 過熱, 緩み, 荒れ具合 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 汚損, 異物付着 | 2 | 1年 | 損傷, き裂 | | | | 2 | 1年 | |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | 3 | 1年 | フレ止め装置の機能 | | | | 3 | 1年 | |
| | | 4 | 1年 | | 4 | 1年 | その他必要事項 | | | | 4 | 1年 | |
| | 遮断器開閉器類 | 1 | 1月 | 外観点検, 汚損, 油漏れ, き裂, 過熱, 発錆, 損傷 | 1 | 1年 | 停止して外部の損傷, 腐食, 過熱, 油量, 発錆, 変形, 緩み | 1 | 2年 | 停止して内部について点検, 接触子の荒れ具合, 緩み, 焼損, 損傷 | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 指示, 点灯 | 2 | 1年 | 操作具合, 機構部 | 2 | 2年 | 操作機構及び附属装置の各部点検 | 2 | 1年 | 接地抵抗測定 |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | 3 | 1年 | 附属装置の状態 | 3 | 2年 | 遮断速度測定(開極投入時間, 最少動作電圧, 電流測定を含む。) | 3 | 2年 | 絶縁油試験 |
| | | 4 | 1年 | | 4 | 1年 | 油の汚れ, 必要によりその特性調査 | 4 | 2年 | その他必要事項 | 4 | 不定期 | 必要により動作特性試験 |
| | | 5 | 1年 | | 5 | 1年 | 接地線接続部 | | | | | | |
| | | 6 | 1年 | その他必要事項 | 6 | 1年 | その他必要事項 | | | | | | |

巡視点検測定及び手入れ基準

| 項目 対象 | 日常巡視点検手入れ | | | 定期巡視点検手入れ | | | 精密点検手入れ | | | 測定 | | | |
|------------------|-------------|----|-----------|---|----|-----------|--|----|-----------|--|----|------------------|----------------------------|
| | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 測定項目 | |
| 高圧配電設備(屋外電線路を含む) | 避雷器 | 1 | 1月 | 外部の損傷, き裂 緩み, 汚損 | 1 | 1年 | 外部の損傷, き裂 緩み, 汚損, コンパウ ンドの異常 | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 | |
| | | 2 | 1月 | その他必要事項 | 2 | 1年 | 接地線接続部 その他必要事項 | | | 2 | 1年 | | |
| | 配電盤 | 1 | 1月 | 計器の異常, 表示 灯の異常 | 1 | 1年 | 裏面配線の塵埃, 汚損, 損傷, 過熱, 緩み, 断線 | 1 | 2年 | 停止して各部の点 検(損傷, 過熱, 緩 み, 断線, 接触, 脱 落) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 操作開閉器, 切換 開閉器等の異常 | 2 | 1年 | 接地線接続部 | 2 | 2年 | 端子, 配線符号 その他必要事項 | 2 | 1年 | 保護継電器の 動作特性 |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | | | | 3 | 2年 | | 4 | 1年 | 必要により計 器校正, シー ケンス試験 |
| | 計器用変成器 | 1 | 1月 | 外部の損傷, 腐食, 発錆, 変形, 汚損, 油漏れ, 油量, 溫度, 音響, ヒューズの 異常 | 1 | 1年 | 停止して各部の損 傷, 腐食, 接触, 発 錆, 緩み, 変形, き 裂, 汚損, 油漏れ, ヒューズの異常 | 1 | 5年 | 油入式について停 止して内部の点検 | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | その他必要事項 | 2 | 1年 | 接地線接続部 その他必要事項 | 2 | 2年 | 必要により油の汚れ 及び特性調査 | | | |
| | | | | | 3 | 1年 | | 3 | 2年 | その他必要事項 | | | |
| | 受電用変圧器 | 1 | 1月 | 本体の外部点検, 油漏れ, 損傷, 汚 損, 変形, 緩み, 発 錆, 腐食, 振動, 音 響, 油量, 溫度 | 1 | 1年 | 停止して各部の損 傷, 腐食, 発錆, 緩 み, 変形, き裂, 汚 損, 油量 | 1 | 5年 | 停止して内部につ いて点検(コイル接続 部, リード線, 鉄心, その他各部) | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 附属装置の点検 動作状態, 取付状 態 | 2 | 1年 | 附属装置各部の点 検(機能及び状態) | 2 | 5年 | 附属装置及び機器 の内部点検 | 2 | 1年 | |
| | | 3 | 1月 | その他必要事項 | 3 | 1年 | 油の汚れ, 必要に より特性調査 | 3 | 5年 | その他必要事項 | 3 | 2年 | 必要により絶 縁油試験 |
| | 電力用コンデンサ | 1 | 1月 | 本体の外部点検 油漏れ, 汚損, 振 動, 音響 | 1 | 1年 | 外部の損傷, 腐食 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | | | | 2 | 1年 | 接地線接続部 | | | | 2 | 1年 | |
| 負荷設備 | 高圧電動機その他回転機 | 1 | 1日 | 音響, 回転, 過熱, 異臭, 給油状況 | 1 | 3月 | 停止して各部の汚 損, 緩み, 損傷, 伝 達装置などの異常 | 1 | 5年 | 必要により内部分 解点検, コイル, 軸受 通風, 附属装置な どの手入れ | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 必要により特定部 位の点検 | 3 | 1年 | 制御装置の点検 | 2 | 5年 | 回転子引出手入れ | 2 | 1年 | |
| | | | | | 4 | 1年 | 接地線接続部 | 3 | 5年 | その他必要事項 | 3 | 1年 | 必要により特 性試験 |
| | | | | | 5 | 1年 | その他必要事項 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 高圧電熱乾燥装置 | 1 | 1日 | 温度, 変形, 損傷 接続部変色, 過 熱, 熱線の腐食, 取 付点検 | 1 | 1年 | 停止して各部の変 形, 緩み, 損傷, 可 燃物との離隔状況 | 1 | 5年 | 必要により特定対 象を定めて行う。 | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | 2 | 1月 | 必要により特定部 位の点検 | 2 | 1年 | その他必要事項 | | | | 2 | 1年 | |
| | 照明設備 | 1 | 1日 | 異音, 汚損, 不点, 温度, 臭気, 過熱 | 1 | 1年 | 照明効果, 汚損, 音響, 温度, コンパ ウンド漏れ | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | | | | 2 | 1年 | その他必要事項 | | | | 2 | 1年 | |
| | | | | | | | | | | | 3 | 1年 | 必要により照 度測定 |
| | 配線, 配線器具 | 1 | 1月 | 開閉器の点検, 濡 氣, 塵埃, 器具の損 傷, 腐食, 分電盤ス イッチ, ヒューズの適合 及び緩み, 過熱 | 1 | 1年 | 開閉器, 器具の接 続, 器具の損傷, 腐 食, 分電盤スイッチ, ヒューズの適合及び 緩み, 過熱 | 1 | 2年 | 許容電流と負荷電 流の確認 | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 |
| | | | | | | | | | | | 2 | 1年 | |
| | | | | | | | | | | | 3 | 1年 | 必要により遮 断器の特性試 験 |

巡視点検測定及び手入れ基準

| 項目 対象 | 日常巡視点検手入れ | | | 定期巡視点検手入れ | | | 精密点検手入れ | | | 測定 | | |
|----------|-----------|----|-----------------------------------|-----------|----|-------------------|---------|----|-----------|-----|----|------------------|
| | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 点検箇所, ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 蓄電池 | 1 | 1月 | 液面, 沈殿物, 色相, 極板湾曲, 隔離板, 端子の緩み, 損傷 | 1 | 1年 | 架台の腐食, 損傷, 塗料のはく離 | 1 | 2年 | 充電装置の内部点検 | 1 | 1年 | 比重測定 |
| | 2 | 1月 | 充電装置の動作状態 | 2 | 1年 | 床面の腐食, 損傷 | 2 | 2年 | 必要により対象を定 | 2 | 1年 | 液温測定 |
| | 3 | 1月 | 電池の電圧 | 3 | 1年 | その他必要事項 | | | | 3 | 1年 | 電圧測定 |
| | | | | | | | | | | 4 | 1年 | 絶縁抵抗測定 (充電装置) |

備考

- 「日常巡視」とは、主として人による諸感覚及び付属機器により設備の状態を把握することをいう。
- 「定期巡視」とは、設備を停止し、主として外部的にみた各部の異常の有無の点検及び清掃などの比較的簡単に見える点検手入れをいう。
- 「精密点検」とは、定期巡視により異常を認めた場合、設備を停止し不良箇所の修理取替えを行うと同時にその他の異常の有無を点検し手入れすることをいう。
- 「測定試験」とは、機器の性能の変化又は劣化の調査を目的とする諸試験をいう。

別表第2-1

日常巡視点検記録

| | | |
|---------|-----|-----|
| 電気主任技術者 | 担当者 | 担当者 |
| | | |

(施設名) 和歌山市中央卸売市場

令和 年 月 日 曜日 天候

契約電力 kW

| (1) 受配電設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------|------|----------|---------|-----------|-------|-----|----------|-----------|--------|----|---|---|---|---|---------|-----------|----------|----|
| 項目 | 計器の異常及び指示 | 表示灯異常及び指示 | 標識の状況 | 保護状況 | 布設部の無断掘削 | 受けと刃の接続 | 加熱・接触・接続部 | 変ゆる | 変ゆる | 汚損・異物の付着 | 油コンパウンド漏れ | 損傷・きれつ | 発 | 振 | 音 | 温 | 変 | ヒューズの異常 | 操作及び切替開閉器 | 高さ及び隔離距離 | 備考 |
| 対象 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 断路器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遮断器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開閉器類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 母線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変圧器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計器用変成器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避雷器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受配電監視盤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電力コンテソサー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幹線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支持物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 引込線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 負荷設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
| 項目 | 音響 | 回転 | 加熱・温度 | 異常常 | 給油状況 | 変形 | 損傷 | 接続部変色 | 異音 | 汚損 | 不点 | 開閉器 | 湿度 | 発 | | | | | | | |
| 対象 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回転機器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他機器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 照明設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分電盤 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特記 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

判定 ○ 要修理 △ 要注意 V 良好

別表2-2

月次受配電設備点検記録

| 電気主任技術者 | 担当者 | 担当者 |
|---------|-----|-----|
| | | |

(施設名) 和歌山市中央卸売市場

令和 年 月 (曜日) 天候

| 項目 対象 | No | 点検個所・項目 | 冷蔵庫棟 | 受電棟 電気室 | 総合食品 センター | 水産棟 電気室 | 青果棟 電気室 | | | | |
|----------|--------------|--|------|------------|--------------|------------|------------|--|--|--|--|
| 受配電設備 | 電線及び支持物 | 1 電線の高さ, 他の工作物及び樹木との離隔 2 標識・保護柵の状況 | | | | | | | | | |
| | ケーブル | 1 ヘッド, 接続箱, 分岐箱など接続部の過熱, 損傷, 腐食及びコンパウンド漏れ 2 布設部の無断掘削 3 標識, 他物との離隔 | | | | | | | | | |
| | | 1 受けと刃の接触, 過熱, 変色, 緩み 2 汚損, 異物付着 3 その他 | | | | | | | | | |
| | | 1 外観, 汚損, 油漏れ, 亀裂, 過熱, 発錆, 損傷 2 指示計, 表示灯 3 その他 | | | | | | | | | |
| | 母線 | 1 高さ, たるみ, 他物との離隔, 腐食, 損傷, 過熱 2 接続部の腐食, 損傷, 過熱, 緩み 3 碁子類・支持物の腐食, 損傷, 変形 | | | | | | | | | |
| | | 1 漏油, 損傷, 汚損, 変形, 接続部の緩み 2 発錆, 腐食, 振動, 異音, 油量, 温度 3 付属装置の取付状態, 動作状態 4 その他 | | | | | | | | | |
| | | 1 損傷, 腐食, 発錆, 変形, 汚損, 油漏れ, 油量, 温度, 異音, ヒューズ 2 その他 | | | | | | | | | |
| | 配電盤 | 1 計器, 表示灯の状態 2 操作器, 開閉器等の状況 3 その他 | | | | | | | | | |
| | | 1 損傷, 亀裂, ゆるみ, 汚損 2 その他 | | | | | | | | | |
| | | 1 漏油, 損傷, 汚損, 変形, 接続部の緩み 2 ヒューズ | | | | | | | | | |
| 負荷設備 | 電動機 回転機 | 1 異音, 異臭, 振動, 過熱, 緩み 2 伝達装置 | | | | | | | | | |
| | 配線及び 配線器具 | 1 損傷, 腐食, 過熱, ゆるみ, 塵埃付着 2 開閉器の点検, ヒューズ | | | | | | | | | |
| | | 1 液量, 沈殿物, 極板湾曲, 端子の緩み, 発錆 2 充電装置の状態 3 電池の電圧 | | | | | | | | | |

(特記事項)

判 定

○ 要修理

△ 要注意

V 良好

別表第2-3

電力需給日誌

| | | |
|---------|-----|-----|
| 電気主任技術者 | 担当者 | 担当者 |
| | | |

(需要場所) 和歌山市西浜1660番401

(需要名) 和歌山市中央卸売市場 令和 年 月 日 (曜日) 天候 最高気温 °C

| 時 刻 (時) | 受電 電圧 (V) | 力 率 $\cos\phi$ | 電 流 (A) | 積算電力計 | | | | |
|---------------|-----------------|----------------------|---------------|--------|--------------|-------|--------------|-------|
| | | | | 重負荷時間帯 | | 昼間時間帯 | | 休日夜間帯 |
| | | | | 指示計 | 電力量 (kWh) | 指示計 | 電力量 (kWh) | 指示計 |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |
| 使用電力量本日分 | | | | kWh | | 最大電力 | | kW |
| 〃 本月累計 | | | | kWh | | 平均電力 | | kW |
| 受電時間本日分 | | | | H | | 負荷率 | | % |
| 〃 本月累計 | | | | H | | デマンド | | kW |

(注) 500kW以上ののみ記載する。

中 央 卸 壳 市 場 受 電 日 誌

令和 年 月 日 曜日

| 時 刻 | 積 算 電 力 計 | | |
|--------|--------------------|---------------------|---------------------|
| | WhDM 指 示 (×100) | 有 効 分 指 示 (×100) | 無 効 分 指 示 (×100) |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 24 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 計 | | | |
| 最 大 | | | |

| 天候 | 室内温度 | | °C | 室外温度 | | °C | Tr 温度 | | Tr 温度 | | 測定時間 |
|---------------------|------------|-----------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|------------------|------------------|------|-------|
| 項目 室名 | 電圧 (kV) | 電流 (A) | 電力 (kW) | 力率 (cos φ) | 室温 (°C) | | 3 φ (°C) | | 1 φ (°C) | | |
| 受電棟 | | | | | | | | | | | 15:00 |
| | | | | | | | | | | | 21:00 |
| 電気室 | | | | | | | | | | | 7:00 |
| | | | | | | | | | | | |
| 水産棟 | | | | | | | | | | | 15:00 |
| | | | | | | | | | | | 21:00 |
| 電気室 | | | | | | | | | | | 7:00 |
| | | | | | | | | | | | |
| 青果棟 | | | | | | | | | | | 15:00 |
| | | | | | | | | | | | 21:00 |
| 電気室 | | | | | | | | | | | 7:00 |
| | | | | | | | | | | | |
| | 電圧 (kV) | 電流 (A) | 積算電力 (電灯) | 積算電力 (0 °C) | 積算電力 (-20°C) | 積算電力 (-60°C) | 外気温 (°C) | Tr温度 3 φ (°C) | Tr温度 1 φ (°C) | 測定時間 | |
| 冷蔵庫 キューピックル | | | | | | | | | | | 15:00 |
| | | | | | | | | | | | 7:00 |
| 総合食品センター キューピックル | | | | | | | | | | | 15:00 |
| | | | | | | | | | | | 7:00 |
| (備考) | 揚水ポンプ運転場所 | | | | | | | | () | | |

電気主任技術者
担当者
担当者

別表第2－5

業務日誌

| | | | | |
|----------------|------------|---------|-----|-----|
| (施設名) | 和歌山市中央卸売市場 | 電気主任技術者 | 担当者 | 担当者 |
| 令和 年 月 日 曜日 天候 | | | | |

| | |
|--------|--|
| 保安業務内容 | |
| 特記事項 | |
| その他 | |

補修工事記録

(施設名) 和歌山市中央卸売市場

| 番号 | 年月日 | 改修改良移設 | 補修目的 | 補修場所 | 補修記録 | 担当者 |
|----|-----|--------|------|------|------|-----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |

設備台帳（補修記録）

(施設名) 和歌山市中央卸売市場

| | | | | | |
|-----|--|------|--|------|--|
| 機器名 | | 設置場所 | | 事業所名 | |
| | | 使用種別 | | 整理番号 | |

| | | |
|-----------|-----------------|------|
| 定 格 | (銘板写し) | 所定略図 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 年 月 日 | 主要記事（移動・修理・その他） | |
| 年 月 日 | 主要記事（移動・修理・その他） | |
| 製 作 者 | | |
| 製 作 番 号 | | |
| 製 作 年 月 日 | | |

(記事)

電 気 事 故 記 錄

令和 年 月 日

(施設名)

和歌山市中央卸売市場

| | | | | |
|------|---------|------|-------|------|
| 速報提出 | 年 月 日 時 | 詳報提出 | 年 月 日 | 事業場名 |
| 提出方法 | | 提出方法 | | 備 考 |
| 提出先 | | 提出先 | | |

| | | | | | | |
|--------------------|----|-----|--------------------|----|-------------|-----------|
| 件 名 | | | | | | |
| 事故発生の日時 | | | 天 候 | | | |
| 事故発生の場所 | | | | | | |
| 事故発生の電気工作物 | | | 使 用 電 壓 | | | |
| 事故の状況 | | | | | | |
| 事故の原因 | | | | | | |
| 保護装置の種類 | | | | | | |
| 及び動作の適否 | | | | | | |
| 被害電気工作物の概要 | | | | | | |
| 他に及ぼした障害 | | | | | | |
| 供給支障電力及び 供給支障時間 | | | 発電支障電力及び 発電支障時間 | | | |
| 復旧の時間 | | | 復旧に要する費用 | | | |
| 事故再発防止対策 | | | | | | |
| 被 害 者 | 所属 | 氏 名 | 性別 | 年齢 | 作 業 経験年数 | 被 害 の 内 容 |
| | | | | | | |
| 自家用電気工作物 の 概 要 | 業種 | | 発電電力 | kW | 発電電圧 | V |
| | | | 受電電力 | kW | 受電電圧 | kV |

測定試驗記錄

(施設名) 和歌山市中央卸売市場

(測定日) 令和 年 月 日 (天候) (温度) °C (湿度) %

| | | |
|---------|-----|-----|
| 電気主任技術者 | 担当者 | 担当者 |
| | | |

(1) 絶縁耐力試験

別表第2-9(2)

(2) 継電器・遮断器試験

| | | | | | |
|-----------------------|-----|--|--|--|--|
| 用　　途 | | | | | |
| 種　　別 | | | | | |
| 製造者名 | | | | | |
| 型　　式 | | | | | |
| 製造番号 | | | | | |
| 整定値 | タップ | | | | |
| | レバー | | | | |
| 最小動作電流(mA) | | | | | |
| 連動動作時間(S) 整定値の130% | | | | | |
| 慣性特性(S) 整定値の400% | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------|------|----|--|--|--|--|
| 用　　途 | | | | | | |
| 種　　別 | | | | | | |
| 製造者名 | | | | | | |
| 型　　式 | | | | | | |
| 製造番号 | | | | | | |
| 最小動作電流 (mA) | 限時特性 | R相 | | | | |
| | | T相 | | | | |
| | 瞬時特性 | R相 | | | | |
| | | T相 | | | | |
| 連動動作時間 整定値の200% | | R相 | | | | |
| | | T相 | | | | |

別表第2－9(3)

(3) 制御関係動作試験

| 種 別 | 動 作 状 況 | 備 考 | 種 別 | 動 作 状 況 | 備 考 |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(4) 警報装置試験

| 種 別 | 動 作 状 況 | 備 考 | 種 別 | 動 作 状 況 | 備 考 |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(5) 表示装置試験

| 種 別 | 動 作 状 況 | 備 考 | 種 別 | 動 作 状 況 | 備 考 |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(6) 接地抵抗測定

| 接地機器 | 種 別 | 測定値 | 成 績 | 備 考 | 接地機器 | 種 別 | 測定値 | 成 績 | 備 考 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(7) 低圧関係絶縁抵抗測定

別表第2-9(5)

(8) 高圧関係絶縁抵抗測定

1000V絶縁抵抗計使用の場合

高压絶縁抵抗計使用の場合

(9) 試験使用機器の銘板記載事項

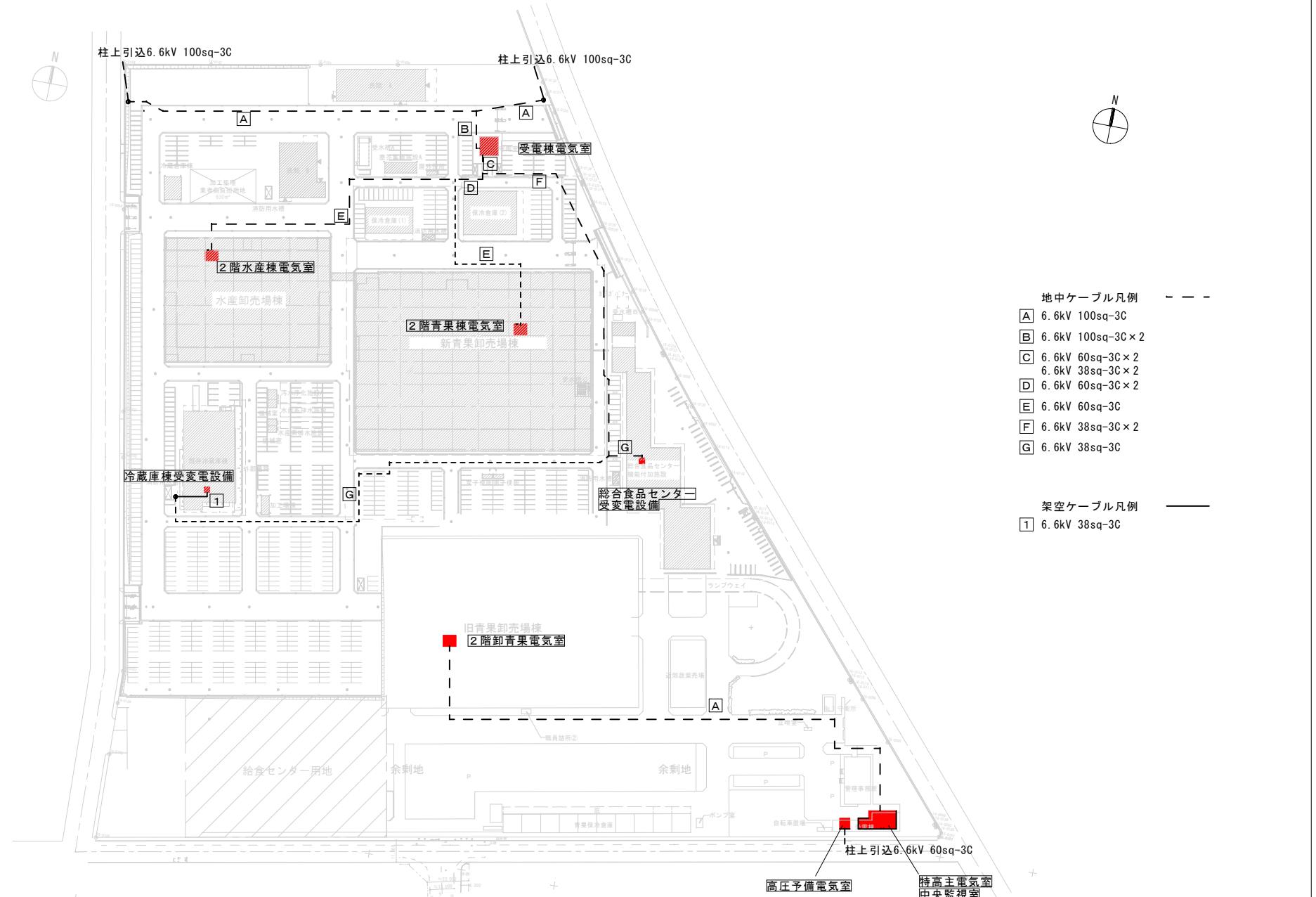
注 種別は、機器、母線又は電線路等を記入する。

法定事業者検査記録

- ① 検査年月日
- ② 検査の対象
- ③ 検査の方法
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施したものの氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 検査協力会社の管理に関する事項
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項
- ⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

記録の保存年限は上記①～⑥は5年間、⑦～⑪は法定事業者検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

別図第2



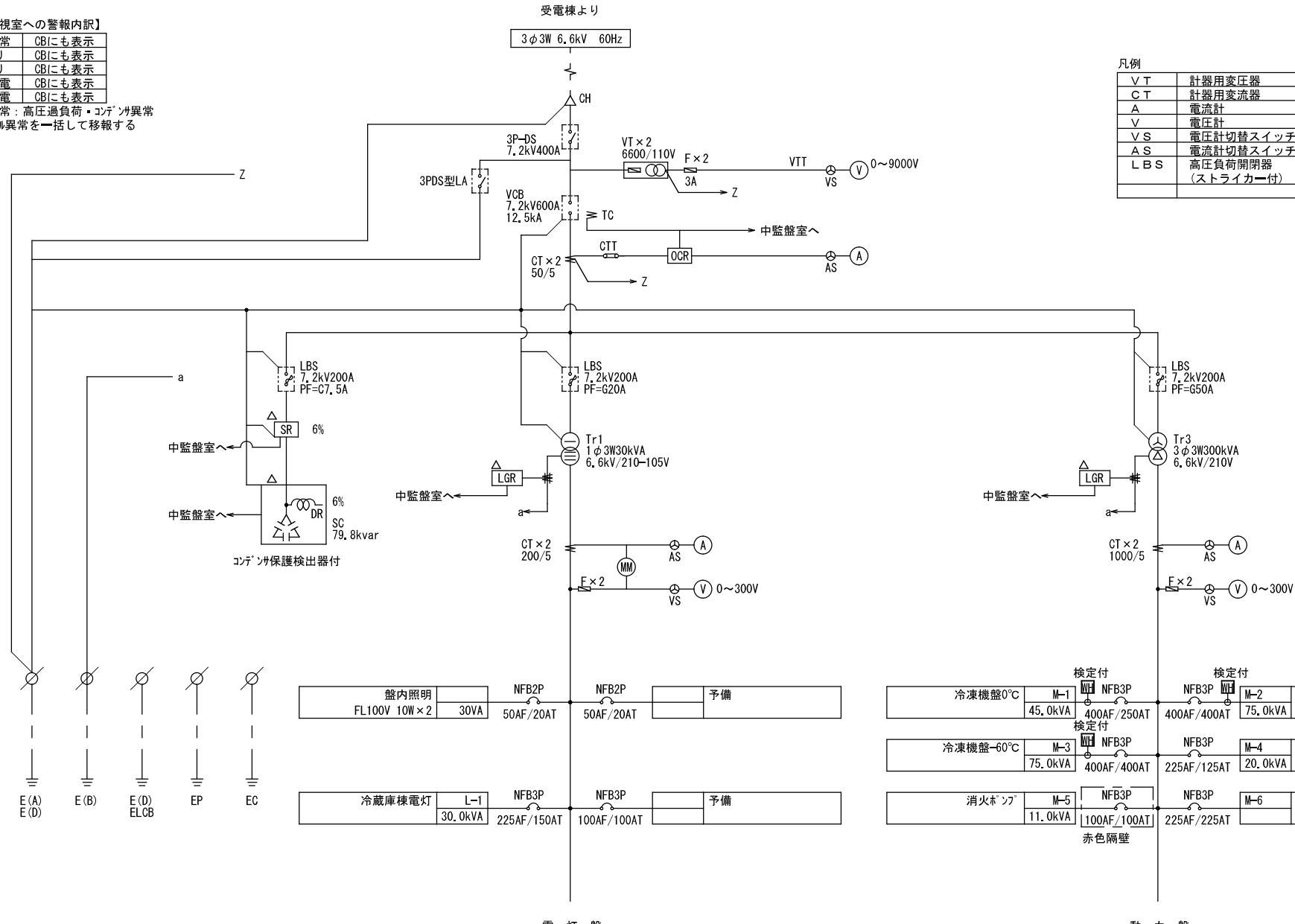
| | | | |
|------|-------------|-----|----------|
| 事業所名 | 和歌山市 中央卸売市場 | | |
| 図面名称 | 構内配置図 | 作成日 | 令和8年4月現在 |

【中央監視室への警報内訳】

| | |
|---------------------|--------|
| 高圧異常 | CBにも表示 |
| VCB入り | CBにも表示 |
| VCB切り | CBにも表示 |
| 電灯漏電 | CBにも表示 |
| 動力漏電 | CBにも表示 |
| 高圧異常: 高圧過負荷・コンデンサ異常 | |
| ・リクトル異常を一括して移報する | |

受電棟より

3φ 3W 6.6kV 60Hz



凡例

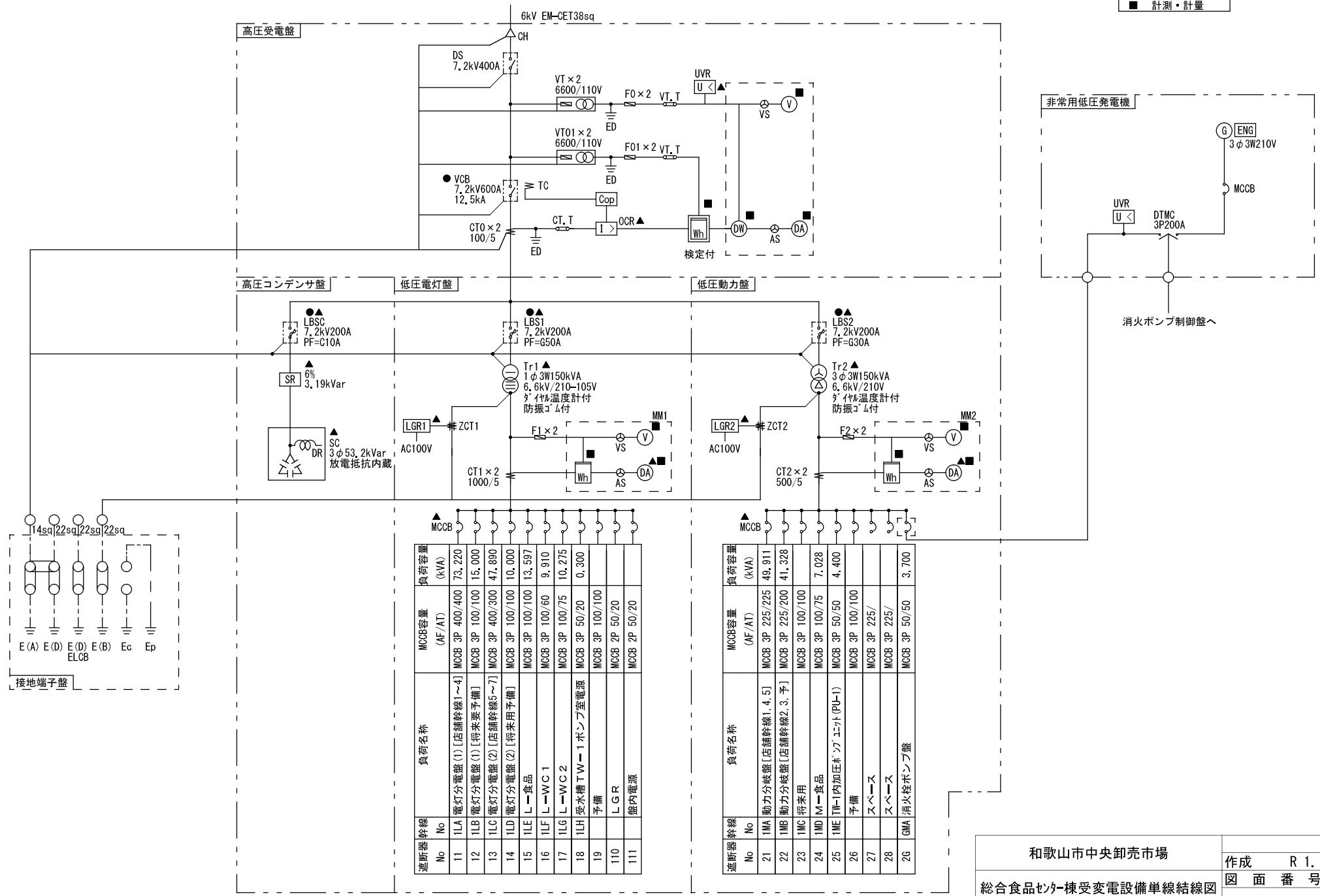
| | | | |
|-------|------------------|-------|----------------|
| V T | 計器用変圧器 | F | ヒューズ |
| C T | 計器用変流器 | T | 変圧器 |
| A | 電流計 | S C | 進相コンデンサ(放電抵抗付) |
| V | 電圧計 | S R | 直列リクトル |
| V S | 電圧計切替スイッチ | O C R | 過電流继電器 |
| A S | 電流計切替スイッチ | △ | 故障表示 |
| L B S | 高圧負荷開閉器(ストライカ一付) | W H | 積算電力計(検定付) |

守衛室兼受電棟より

3φ 3W 6.6kV 60Hz

凡例

狀態表示
故障・警報表示
計測・計量

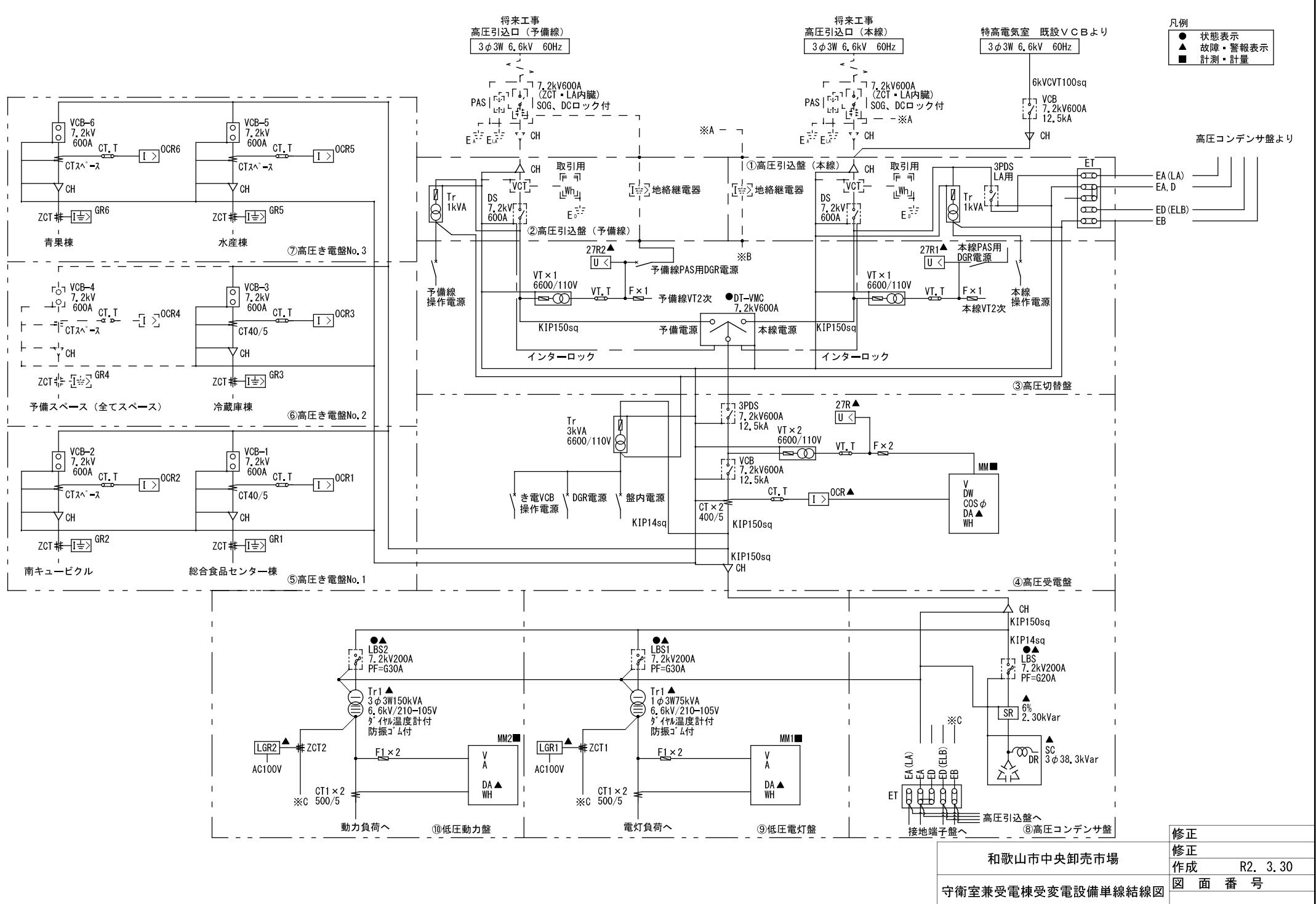


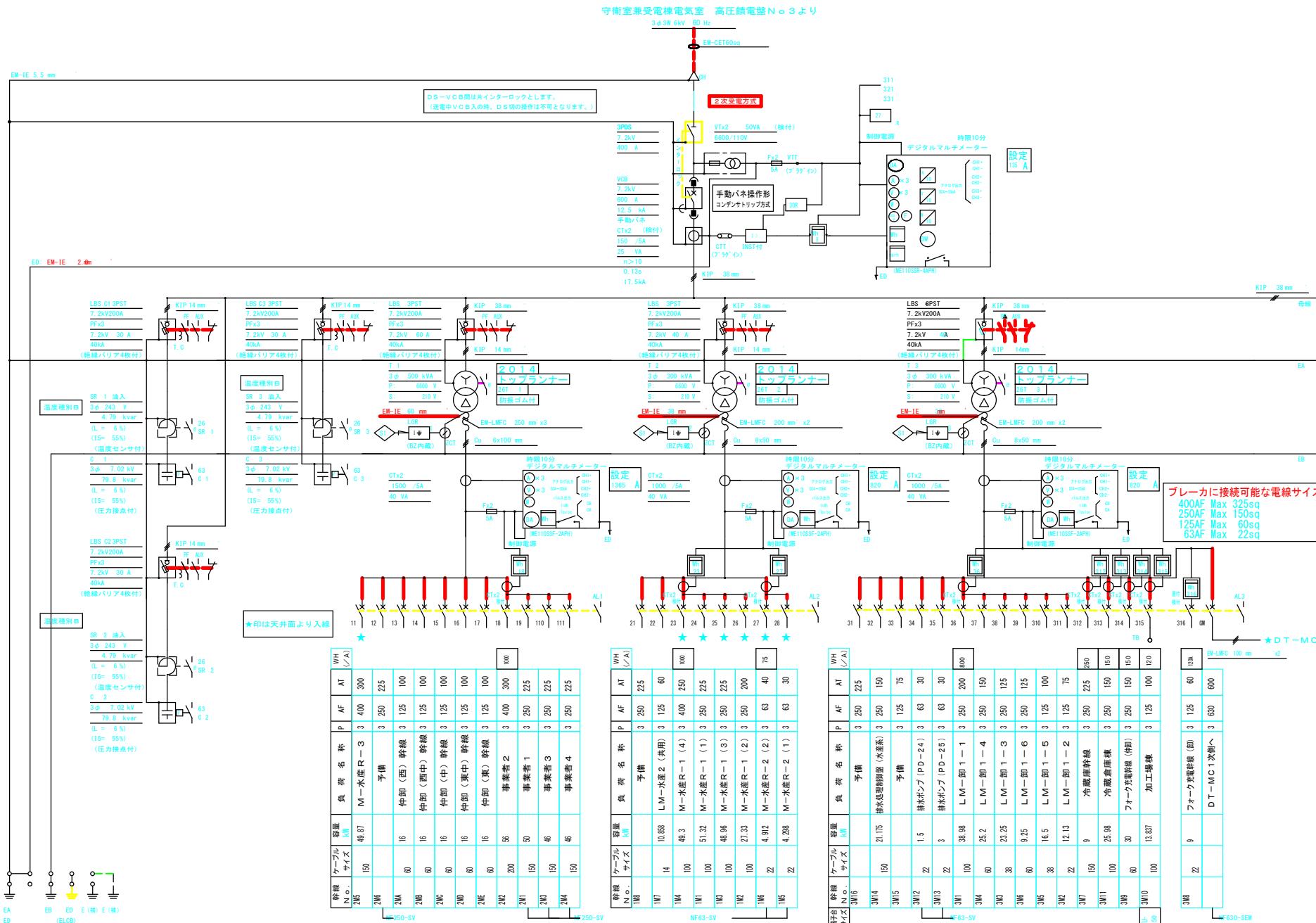
和歌山市中央卸売市場

作成 B1 3 31

図面番号

総合食品センター棟受変電設備単線結線図

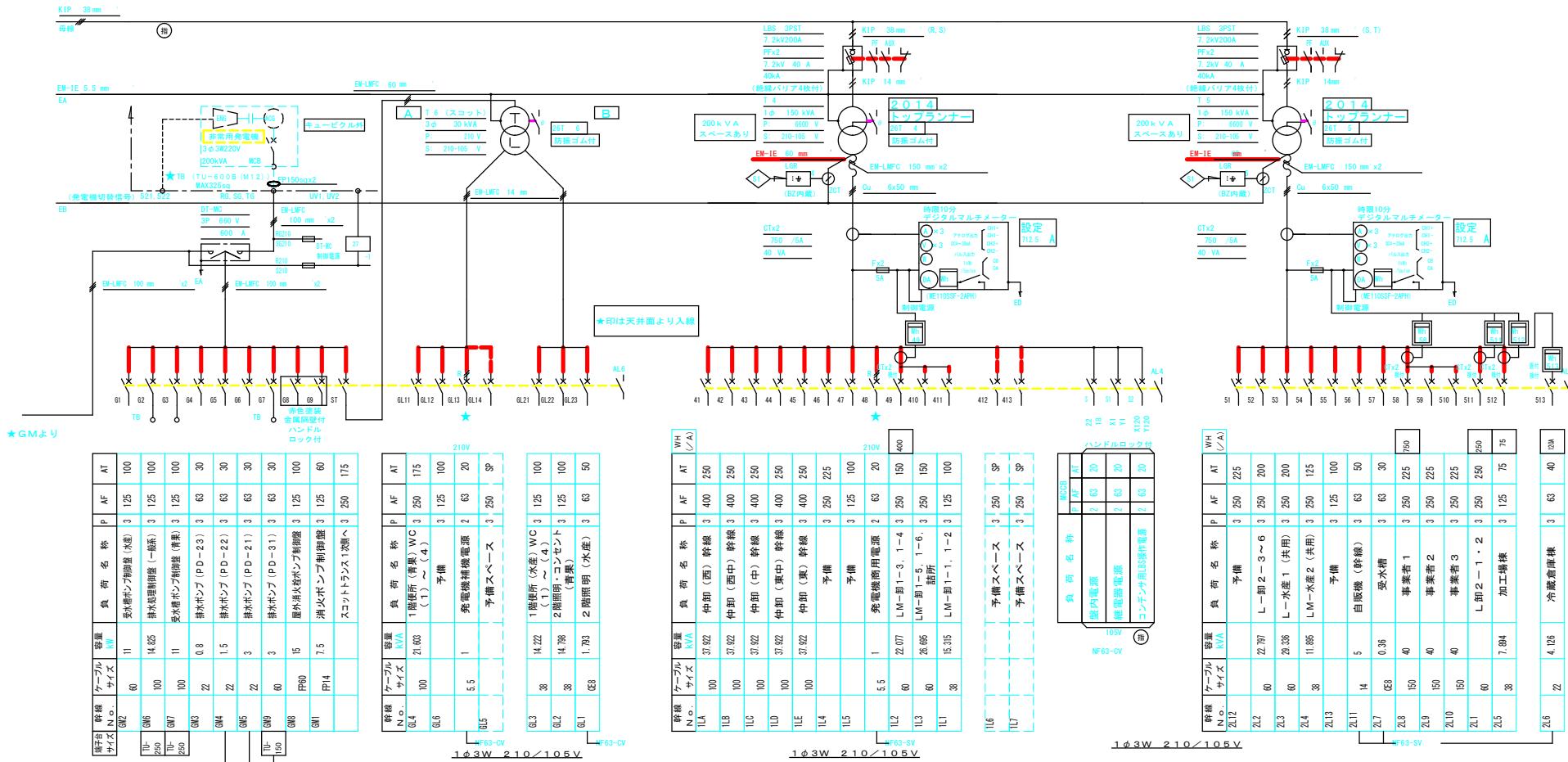




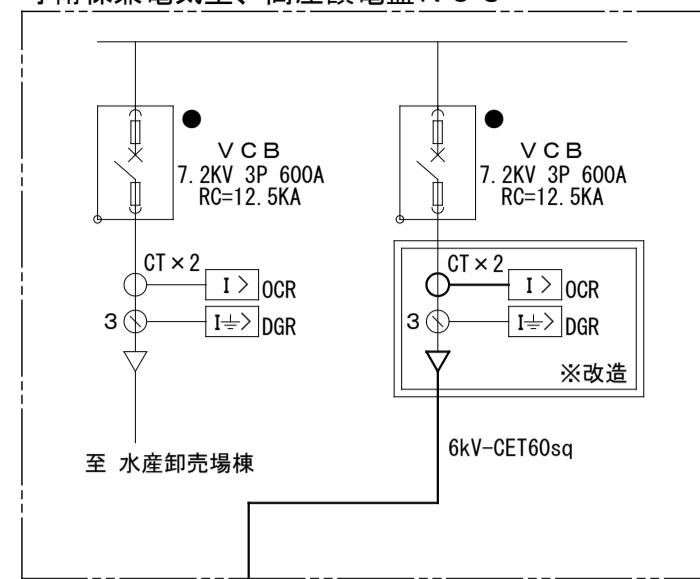
和歌山市中央卸売市場

作成 R3. 11. 19

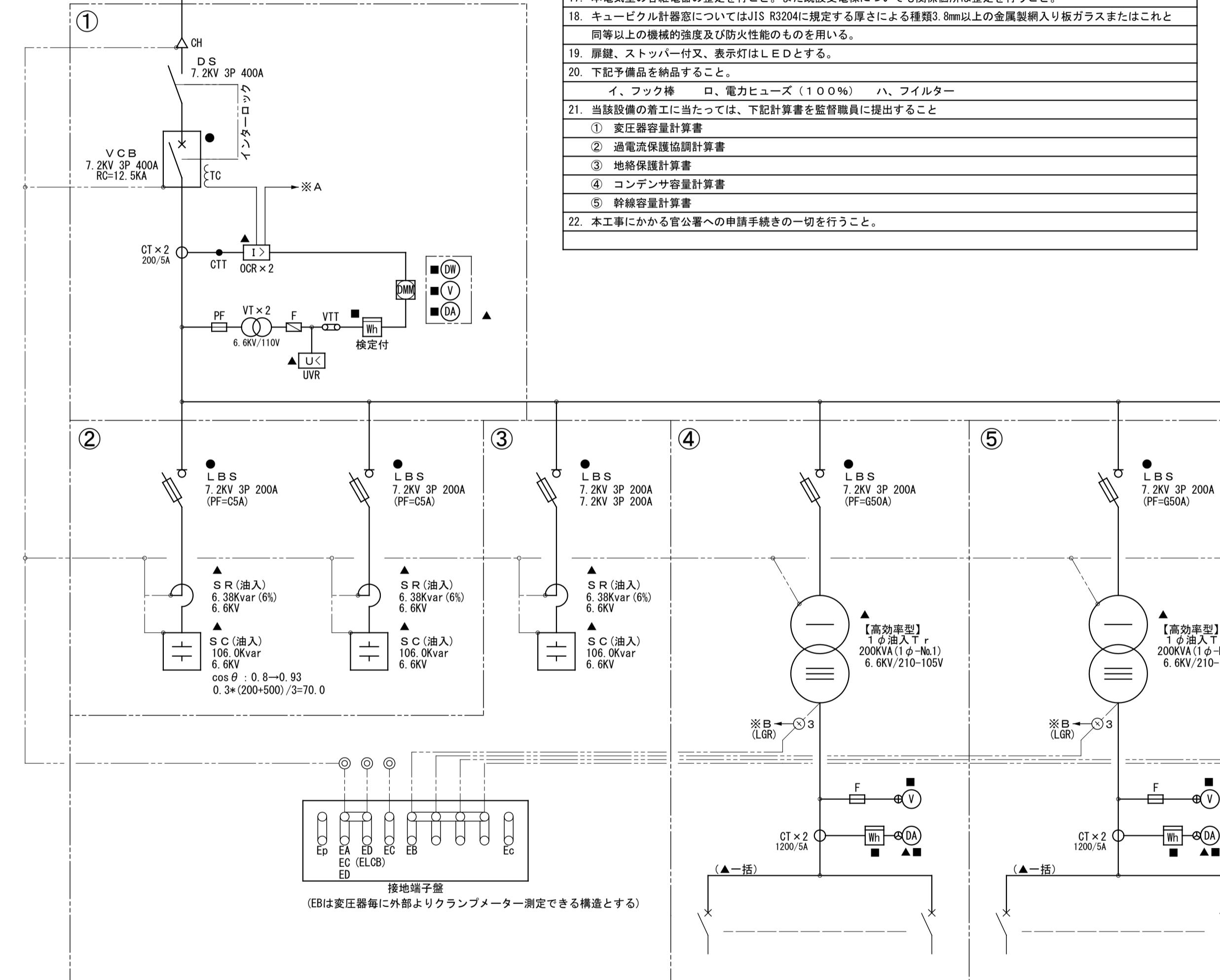
図面番号



守衛棟兼電気室、高圧配電盤 N° 3



【青果卸売場棟 2階電気室】



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は中央卸売市場設備等保守監視業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（消費税及び地方消費税分
を含む。）とし、1月当たりの支払金額は 円（10パーセント税込み対象
額、消費税及び地方消費税分
円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行について必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」とい

う。) が確定したとき (確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体 (以下「契約者等」という。) に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。) を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間 (これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。) に入札等 (見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) がこの契約に関し行った行為について刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー (以下「ポリシー」という。) を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。